

2 地震災害に関する対応基準

(1) 「南海トラフ地震臨時情報」発表時及び大規模地震(震度5弱以上)発生時の対応基準

	南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	地震発生
		事前避難地域対象外校	事前避難地域対象校
前登校	○自宅待機 ※1週間程度の休校措置		○避難行動
登校中	①避難行動 ・学校または自宅へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>保護者引き渡し</u>		①避難行動 ・学校、自宅または一時避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅または避難所へ
在校中	○原則、防災対応なし ○地震への備えの再確認	①学校待機 ②その後の対応 ・ <u>保護者引き渡し</u>	①避難行動 ②学校待機 ③その後の対応 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u>
下校中		①避難行動 ・学校または自宅へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>保護者引き渡し</u>	①避難行動 ・学校、自宅または一時避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅または避難所へ

【留意点】

ア 津波に関する情報が発令された場合は、自宅に帰さず、**校舎の3階以上の高い場所に避難させます。**

イ 保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係に配慮し、学府(中学校区)で引き渡し体制を確認した上で、学校の対応を明確にして保護者へ周知します。

ウ 登下校時の避難(避難場所や避難方法等)について、各家庭でも児童を交えて話し合い、確認をしておいてください。

エ 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校や学校再開に関する家庭への連絡は、「コドモン」を利用します。

オ 状況によっては、教育委員会の判断により対応を指示する場合があります。

【放課後児童クラブについて】

ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時、事前避難地域対象校の放課後児童クラブは開所しません。

イ 震度5弱以上の地震が発生した時、放課後児童クラブは開所しません。

《用語について》

- ・避難所：被災者が避難生活を送る場所(学校や交流センターなどの公共施設一市内43か所)
避難所は、災害事象が発生した場合(市内で震度5強以上の地震が発生した場合、震度5弱で被害が大きかった場合)に開設される。
- ・避難場所：命の危険を守るために一時的に避難する場所

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報発表時の対応基準

	大津波警報・津波警報		津波注意報
	発表	解除	
登校前	○避難行動または自宅待機	○午前 10 時前 登校 ○午前 10 時以後 休校	<p>津波の発生が遠地近地にかかわらず、津波（一波・二波）が到着しても被害が生じる高さではないと学校が判断した場合、登校前、登校中、在校中下校中、全て通常通りの対応となる。</p> <p>ただし、海岸近くにいる場合は、すぐにその場から離れ避難行動をとる。</p> <p>※注意報から警報に変更された場合には速やかに警報の対応をとる。</p>
登校中	○避難行動	○午前 10 時前 通常通り 《学校にいる場合》 ・通常通り ※ただし、被害状況により保護者引き渡し 《学校以外にいる場合》 ・登校後、通常通り ※ただし、登校後被害状況により保護者引き渡し ○午前 10 時以後 休校 《学校にいる場合》 ・保護者引き渡しまたは下校	
在校中	○学校待機または避難行動	○通常通り ※ただし、被害状況により保護者引き渡し	
下校中	○避難行動	《学校に避難してきた場合》 ・保護者引き渡しまたは下校 《学校以外にいる場合》 ・自宅または避難所等へ移動	

【留意点】

- ア 第 4 次地震被害想定で津波浸水地域を学区にもつ学校（**福田小、豊浜小、長野小、竜洋東小、竜洋西小、福田中、竜洋中**）が対象ですが、想定地域外であっても状況によっては同様の対応になる場合があります。また、遠隔地地震による津波情報が発表された場合にも同様の対応となります。
- イ 津波発生の有無に関わらず、上記の対応基準に沿うこととします。
- ウ 津波注意報であっても、災害の発生や突然の警報への変更があり得るため、情報には常に留意し、危機感をもって対応します。なお、注意報でも避難所が開設される場合があることを御承知おきください。
- エ 登校中や在校中に警報が解除された場合、安全が確認できれば通常の対応となることもあります。そうした場合の対応については、「コドモン」を利用して各家庭に連絡します。
- オ 別紙『「南海トラフ地震臨時情報」発表時及び大規模地震(震度 5 弱以上)発生時の対応基準』【留意点】に準じます。

【放課後児童クラブについて】

- ア 登校前に大津波警報・津波警報が発表された時、放課後児童クラブは開所しませんが、学校へ登校となった場合は開所します。

《用語について》

- ・避難行動：学校または高台、避難タワー等の避難場所への避難

参考 津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

（※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。